



遠藤隆浩税理士事務所
Takahiro Endo Tax Accounting Office

ご質問、ご相談は当事務所にお任せ下さい。

消費税が変わります

消費税率8%から10%へ

◎増税に伴う経過措置

経過措置期限

平成31年3月31日

消費税率

標準税率

10%

経過措置税率

8% (平成31年3月31日までに契約した場合)

2019年3月31日

2019年10月1日

消費税率 8%

消費税率 8%

消費税率 10%

原則

引渡し時の税率



契約



建築



完成引渡し

10%

経過措置

平成31年3月31日までの契約であれば8%



契約



建築



完成引渡し

8%

対象となる契約

対象となる契約は幅広く、

建築請負契約（下請けも含む）

製造請負契約

測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計

ソフトウェアの開発

その他の請負に係る契約（修繕、運送、保管、印刷、広告、仲介、情報提供、検査・検定等の事務処理、市場調査）

リフォーム・修理・大規模修繕も経過措置の対象

自宅のリフォームやバリアフリー等の改修工事、自宅や賃貸物件の修繕・大規模修繕等の工事も該当しますので、特に期間が長くなるような大規模修繕等では早めの計画と契約が重要になります。

<お問い合わせ先>

〒506-0055 高山市上岡本町3丁目418

垣越ビル4F

遠藤隆浩税理士事務所

TEL:0577-32-1770 FAX:0577-32-7179